令３医務保険第７４号

令和３年(2021年)４月９日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令

第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令の施行について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局等から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939